

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 ( 28215 )	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 ( 富岡 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日、令和6年12月22日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備は、地区内の耕地面積の約9割に当たる43.5haが実施済みで水稻等栽培または保全管理により農地は維持管理されている。一方で、未整備箇所における農地の遊休又は荒廃地の増加が懸念される状況である。意向調査回答者42件のうち、10件が規模縮小あるいは離農の意向(25.7%)を示しており、また28件(66.7%)の方については、「後継者の目途はついていない」と回答されるなど、今後の営農に影響がでる可能性が高い状況である。

営農においては、近年特にイノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による被害が多くなり困っている。また、近年の農作物の価格低迷や農機具の維持管理、更新、諸資材に費用がかかり、採算が取れず耕作を止めたいとの声や、農地を貸したい、農作業を委託したいが引き受け手がないとの声も聞こえてくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続していく。また、減産傾向のある酒米の作付面積に対応するため、小粒種への転換や必要に応じて高収益野菜への転作による特産作物としてのブランド化も視野に入れながら、生産者の経営安定を目指していく。

地区内の担い手(農事組合法人富岡営農組合)を中心経営体として位置付けているが、組合員の高齢化や後継者不足といった課題にも対応するため、一定の条件はあるものの、地区内の非組合員の加入促進についても進めていく。

今後、規模縮小や離農により空き農地が発生する場合は、担い手を中心としつつ、地区内の耕作者の助け合いにより現耕作地の維持管理をし、耕作放棄地を発生させないよう努める。また、地区外からの就農者の受入についても検討を進める。

さらに、行政・農協等と連携し、観光産業としての体験農業や貸農園について、中心経営体と協力し実施に向けて検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である新たに法人化された担い手が営農する農地は、地区内の耕地面積の約4割を公益社団法人ひょうご農林機構(農地バンク)と連携した集積を行うとともに、今後、新たに発生する受託農地についても同農林機構を介した利用権設定を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、経営農地の集積化を進めるとともに、貸し手については古来の村米制度の観点から地区内の農業者に対しての貸付けを優先する。 また、富岡地内において借り手がつかない場合は地域の耕作者と協議し、同意のもとに農地中間管理機構を活用する。なお、中心経営体が何らかの事情により営農が困難になった場合においても、農地中間管理機構を活用し、専業農家や兼業農家に貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場の基盤整備が9割と進んだ地域であり、更に農業の生産効率の向上と円滑な農地集積を図るため、地域ぐるみで農地の維持管理と保全を実施していく。 なお、未整備地域には荒廃が進んでる農地が点在していることから、市の指導のもとあらゆる補助事業を活用し、粘り強く関係者の理解を求めながら、小規模の基盤整備を推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、みのり農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣被害の頻発するエリアを把握のうえ重点対策区域に指定し、兵庫県猟友会吉川支部と連携しつつ、個体数の減少を図るとともに、放置果樹や目撃箇所を把握し、市と連携して電気柵等の設置により、防除対策に取り込む。また、当地区内に居住する2人の猟友会のメンバーと情報を密にし、アドバイスを受けながら、防除対策に取り組んでいく。

③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。

⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。

⑩水害、寒乾害、高温害等の被害による収益減少に対処するため、共済制度や収入保険制度等セーフティネットへの加入を促進する。また、病害虫の被害に対しては、航空防除を実施するとともに、適時動噴による防除も行っていく。